

東社協福祉施設経営相談室だより No.138 (全5枚) 令和2年3月10日**(1) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」
(3月9日 厚労省)**

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より、標記事務連絡が発出されました。新型コロナウイルス感染症の発生により、感染拡大を抑制する観点から、大規模なイベント等の中止や延期、規模縮小等が要請されている状況等も踏まえ、社会福祉法人の理事会や評議員会等の運営に関する取扱いについて整理し、当該取扱いを踏まえ、社会福祉法人の指導について、弾力的に対応するよう各所轄庁に事務連絡を発出しました。詳細は、別添事務連絡をご確認ください。

(2) 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(3月6日 厚労省)

3月6日、厚生労働省より標記事務連絡が発出されました。社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について示されています。

【参照先】 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000605425.pdf>

(3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の創設について

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組み(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金)を設けることとしています。その概要について、3月2日に公表されていましたが、助成金の詳細案について、3月9日に公表されました。今後、具体的な申請日、申請先等が決まり次第、厚生労働省より改めて公表されるということです。

【参照先】 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10059.html

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- (2) 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主 に対する助成金制度

【助成内容】

2月27日から3月31日において、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 $\times 10 / 10$ * 1日1人当たり 8,330円 を助成の上限とします。(大企業、中小企業ともに同様)

【抜粋】

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

○労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。